

神栖市避難行動要支援者  
避難支援プラン  
(全体計画)

平成27年10月1日

神 栖 市

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・	(2)
2	位置付け・・・・・・・・	(2)
3	用語の定義・・・・・・・・	(2)
4	避難行動要支援者の範囲・・・・・・・・	(3)
5	避難行動要支援者名簿の作成・・・・・・・・	(3)
	(1) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	
	(2) 名簿への登録	
	(3) 名簿の記載事項	
	(4) 名簿の更新に関する事項	
	(5) 名簿作成に関する関係部署の役割分担	
6	避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供・・・・・・・・	(5)
7	避難支援等関係者への災害時の名簿情報（平常時の提供に 不同意者を含む）の提供・・・・・・・・	(5)
8	要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができる ための通知又は警告の配慮・・・・・・・・	(6)
9	避難支援等関係者の安全確保・・・・・・・・	(6)
10	避難支援等関係者への依頼事項・・・・・・・・	(7)
11	支援体制の確保・・・・・・・・	(7)
	(1) 市内避難行動要支援者支援対策検討会	
	(2) 地域支援者の選定	
12	発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼 する企業団体等との協定・・・・・・・・	(8)
13	避難行動要支援者の避難場所・・・・・・・・	(8)
14	避難場所までの避難路の整備・・・・・・・・	(8)
15	避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制・	(8)
16	避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法・・・	(8)
17	制度の周知・・・・・・・・	(9)

## 1 目的

この避難支援プランは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者の避難支援に必要な名簿の作成等についてあらかじめ定め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

## 2 位置付け

この避難支援プランは、平成25年6月に改正された「災害対策基本法（昭和36年法律223号）」及び平成25年8月に国から示された「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」に基づき、「神栖市地域防災計画」の下位計画として策定するものである。

本避難支援プランの策定に伴い、「神栖市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）（平成25年4月1日制定）」は廃止する。

## 3 用語の定義

### （1）要配慮者

防災施策において特に配慮を要する者で、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他特に配慮を要する者を「要配慮者」という。

### （2）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

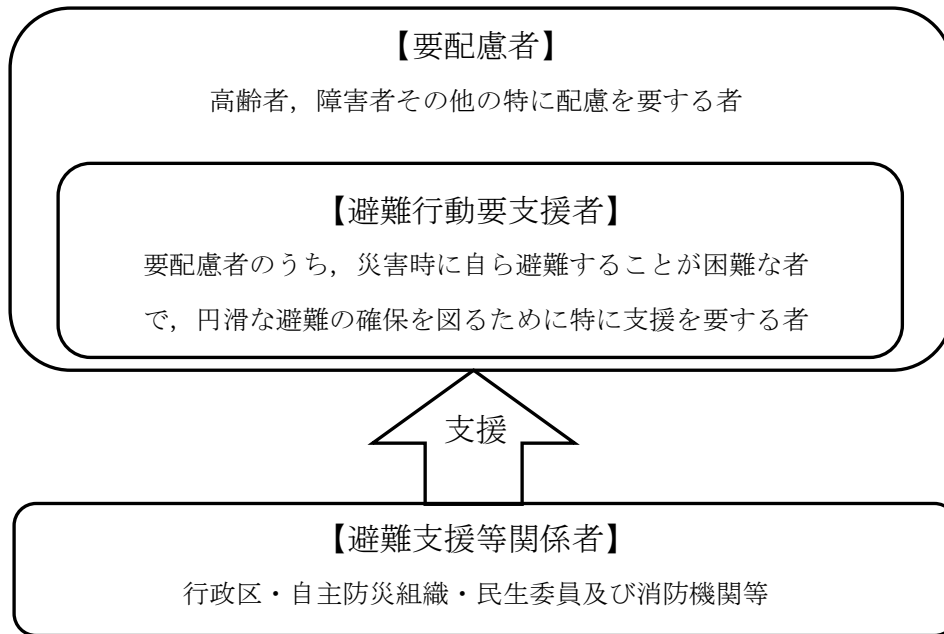
### （3）避難支援等関係者

行政区、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察及びその他の避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」という。

### （4）避難支援者

災害時等に、あらかじめ担当する避難行動要支援者へ災害に関する情報の伝達や、安否確認、避難誘導などの支援をする者を「避難支援者」という。

避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、災害時等に避難支援等ができない場合や、事故等が発生しても責任を伴うものではない。



#### 4 避難行動要支援者の範囲

次のいずれかの要件を満たすものであって、災害発生時に自ら避難することが困難な在宅の単身世帯、高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯等に属するもの。

- (1) 介護保険の要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- (3) 療育手帳㊤・Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (5) その他支援が必要と認められる者

※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であるため、避難行動要支援者名簿の対象から除外する。

#### 5 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者について、避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

##### (1) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市においては、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、難病患者に係る情報等、市で把握していな

い情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を依頼する。

なお、「4 避難行動要支援者の範囲」の(1)から(4)の者の避難支援者への名簿情報の外部提供に関する同意(以下「同意」という。)の確認は市が行なう。

## (2) 名簿の記載事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

## (3) 名簿への登録

行政区(自主防災組織)及び民生委員等は、お互いに協力のうえ、地域において名簿登録者以外で支援が必要な人を把握し、名簿への登録を直接働きかける。

登録に際しては、避難支援等関係者に個人情報を開示することについて避難行動要支援者から同意を得る。

登録を希望する避難行動要支援者本人又は代理人は、「避難行動要支援者登録申出書兼登録台帳」(以下「登録申出書兼登録台帳」という。)を、行政区(自主防災組織)又は民生委員の意見を付して、市長に提出するものとする。

## (4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、次により名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

### ア 更新頻度

毎年度1回更新する。

### イ 更新方法

(ア) 市は、行政情報(住民基本台帳等)による転居、転出、死亡等を更新する。

(イ) 避難支援等関係者及び庁内関係機関は、避難行動要支援者の異動等に関する情報を入手した場合は、市福祉部局に連絡し、福祉部局

は名簿に関する電子データを更新する。

ウ 配布時期等

(ア) 事前に同意を得た名簿は、毎年度の更新作業後、速やかに関係する避難支援等関係者へ配布する。

(イ) 災害時用の名簿は、更新後、速やかに各公民館へ配布・保管する。

(5) 名簿作成に関する関係部署の役割分担

名簿は、福祉部局が作成及び更新を行い、災害による停電等を考慮し、電子データに加え、紙媒体でも保管する。

また、避難行動要支援者の異動等に関する情報を入手した庁内関係部局は、福祉部局に報告する。

6 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿を提供するものとする。ただし、平常時における提供については、本人の同意が得られない場合は、提供しないものとする。

(2) 市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう指導する。

**【適正な情報管理】**

ア 避難支援等関係者への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供する。

イ 行政区及び自主防災組織は、名簿の提供を受ける際には、「誓約書」を市長に提出しなければならない。

ウ 避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

エ 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

※ 正当な理由とは、災害時等に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民に知らせるような場合をいう。

オ 避難支援等関係者は、任期等交代する際には、遅滞なく名簿を後任へ引継ぐこと。

カ 名簿の提供を受けた者が、避難支援等関係者でなくなり、後任者が居ない場合は、速やかに名簿を市に返納しなければならない。

キ 名簿の提供を受けた者が、新たな名簿を受けるときは、保有する名簿を市に返納しなければならない。

#### 7 避難支援等関係者への災害時の名簿情報（平常時の提供に不同意者を含む）の提供

(1) 市は、災害時等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に対し、名簿を提供することができる。

この場合においては、名簿を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(2) 市は、緊急に名簿を提供する場合の名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

#### 【適正な情報管理】

ア 市長の許可なく名簿情報を複製及び複写してはならない。

イ 市長は、災害対応収束後、速やかに提供した名簿を回収する。

ウ 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 8 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1) 市は、災害時等においては、神栖市地域防災計画に基づき避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令・伝達を適時適切に発令し、要配慮者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。

(2) 市は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、多様な手段（防災行政無線、緊急速報メール、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、市ホームページ等）を活用して情報伝達を行う。

#### 9 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の安全が大前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施することとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導

などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

#### 10 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）

平常時における避難支援等関係者は、把握する地域等にいる避難行動要支援者に対し、声掛けや見守りを通じて信頼関係を保つよう努める。

民生委員は日頃の活動の範囲で、行政区及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者と連携を図りながら支援体制の推進に努める。

災害時における避難支援等関係者は、名簿を活用して着実な情報伝達及び安否の確認、避難の支援を実施する。

#### 11 支援体制の確保

##### （1）庁内避難行動要支援者支援対策検討会

庁内に、横断的組織として「庁内避難行動要支援者支援対策検討会」を設ける。構成及び業務は以下のとおりし、事務局を障がい福祉課に置く。

##### ア 位置付け

庁内を横断的かつ緊密な連携を図る平常時の組織とする。

##### イ 構成

（ア）防災安全課

（イ）政策企画課

（ウ）市民協働課

（エ）社会福祉課

（オ）こども課

（カ）障がい福祉課

（キ）長寿介護課

（ク）地域包括支援課

（ケ）健康増進課

##### ウ 業務

（ア）避難行動要支援者情報の共有化

（イ）避難支援プランの策定

（ウ）避難支援等関係者の研修

（エ）行政区（自主防災組織）及び民生委員等の避難行動要支援者支援体制構築に当たっての課題を抽出し、効果的な推進方策等の検討

##### （2）避難支援者の選定



避難支援者の選定については、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として近隣住民等から、避難行動要支援者1名につき複数（2名）の選定に努める。

また、避難支援者の選定に当たっては、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が不可欠であることについて十分に周知することとする。

#### 12 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体との協定締結

市は、災害時等に避難行動要支援者の避難支援の協力を依頼するため、福祉事業者をはじめ民間事業者や関係団体等との災害時応援協定締結の拡大に努める。

#### 13 避難行動要支援者の避難場所

避難にあたっては、身の安全を最優先とし、まず市が開設する指定避難所に避難する。

指定避難所において、避難行動要支援者の身体状況、介助者の有無や障害の種類・程度により、避難所での生活が困難な場合は、福祉避難所、福祉施設及び医療機関などへの搬送を行う。

#### 14 避難場所までの避難路の整備

避難路は、避難支援者及び避難支援等関係者が、避難行動要支援者を安全に避難させるために移動する道路等で、浸水区域など災害時等に危険な箇所などを避け、避難場所や避難所へ移動するための道路である。

このため、市では、車いすや担架などの移動手段も考慮し、安全な避難路の整備に努める。

#### 15 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

避難行動要支援者が円滑な避難生活を送り、災害関連死を避けるため、避難所の責任者等が必要な配慮（福祉避難所への搬送等）を行えるよう、避難行動要支援者及びその支援者は、当該避難行動要支援者の情報を当該避難所の責任者に引き継ぐこととする。

引き継ぎを受けた責任者は、その情報を避難所生活後の生活支援に活用できるように適切に管理する。

#### 16 避難場所からの避難先及び当該避難先への搬送方法

発災直後、身の安全を図るため避難した避難場所は、必ずしもその後の避難生活に適した場所と一致しない場合がある。

例えば、津波からの避難が屋外であった場合には、避難生活には適さない。

そのため、避難支援等関係者は、地域や市と連携し、避難行動要支援者の安全な避難誘導、搬送等の支援に努めるものとする。

#### 17 制度の周知

市長は、市広報紙及び市ホームページ等を通じて、この避難支援プランに定める制度の周知を図る。